

令和3年（訴）第1号
被訴追者 岡口基一

忌避申立理由補充書

2023年11月2日

弾劾裁判所御中

主任弁護士 西村正治

第1 「不公正な裁判をする虞」の解釈

注釈刑事訴訟法第3版第1巻（河上和雄ほか。立花書房 平成23年）によれば、「不公正な裁判をするおそれとは、（中略）、手続外において事件についての情報を知り、既に一定の判断を形成している場合など、本来、事件の真理を通じて形成すべき心証を、審理過程以外の事情によって形成していると疑われる場合をいう。」とされています（同174頁～175頁）。

忌避申立書に記載した山下貴司裁判員の言動は、まさに上記の場合に当てはまります。

第2 職権による忌避事由調査および事実取調べの上申

また、貴裁判所におかれましても、その中立性を示すため、弁護人の申立書記載の事由以外に、同裁判員につき不公平な裁判をする虞（裁判官弾劾法30条の準用する刑訴法21条）を基礎づける事実がないか、職権で調査し、事実取調べをされたく、上申いたします。

以上

添付資料

注釈刑事訴訟法第3版第1巻（抄）